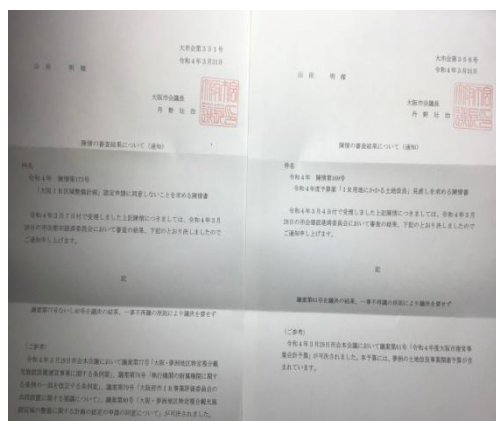


陳情審査結果と「一事不再議の原則」

大阪市会議事担当から2通の「陳情の審査結果について（通知）」が届いた。一つは3月4日付で受理した令和4年度予算案「IR用地にかかる土地改良」見直しを求める陳情書。建設港湾委員会において審査の結果、「議案第61号（港営事業会計予算）を議決の結果、一事不再議の原則により議決を要せず」と決したと。

もう一つは3月7日付で受理した「大阪IR区域整備計画」認定申請に同意しないことを求める陳情書。都市経済委員会において審査の結果、「議案第77号（大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業に関する条例案）ないし80号（同区域の整備に関する計画の認定の申請の同意について）を議決の結果、一事不再議の原則により議決を要せず」と決したと。



要は陳情に関連する議案を先に議決したので、

「一事不再議の原則」により陳情の議決は必要ない（省略する）というものだ。これが大阪市会の運営のようだが、どうも腑に落ちない。今後のこともあるので、すこし調べてみることにしよう。

「同意しないことを求める」陳情書は3月29日レポートで紹介したので、「IR用地にかかる土地改良」見直しを求める陳情書を下記に掲載しておきたい。

大阪市会議長 様

令和4年度予算案「IR用地にかかる土地改良」見直しを求める陳情書
【陳情趣旨】

令和4年度予算案説明資料に夢洲地区の土地造成・基盤整備事業として、「IR用地にかかる土地改良（令和15年度までの債務負担行為を設定 788億円）新規。IR用地の土地課題については、（中略）土地所有者として本市が負担します。土壌汚染対策、液状化対策、地中障害物撤去」と記載されています。

この土地改良は、どこが、どのように実施するのか、令和15年度までの788億円にのぼる債務負担行為の具体的な内容を明らかにする必要があると考えています。私は、大阪IR誘致の経過などについて情報公開請求して、入手した資料を精査してきました。昨年2月の戦略会議決定を経て募集要項が修正され、当初からの事業者が決まりました。資料から、土壌汚染対策・液状化対策などについて、IR事業者からの要求にIR推進局が丸呑みしてきた経過も散見されます。業者との協議記録が公開されていないので、詳細は不明ですが、市会としても、この間の経過を明らかにする必要があります。

2月15日に締結された「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備等基本協定書」概要では、IR用地の土地課題の実施・費用負担について、次のように記載しています。「土地課題対策費用（地中障害物撤去、土症汚染対策、液状化対策に要する費用）は2022年2・3月市会で債務負担行為の議決が行われることを条件に市が負担（中略）市が合理的に判断する範囲で支払うものであることを事業用定期借地権設定契約等で規定」。概要しか公表されていないので、あらためて情報公開請求していますが、協定書でも、大阪市が債務負担行為により土地対策費用を負担することを確約しています。まさにIR事業者の要求通りの協定書と言えます。

令和4年度予算案審議では喫緊のコロナ対策などとともに、夢洲IR用地の土地対策費788億円についても、徹底した慎重審議を求めます。土地対策788億円の債務負担行為については、その内容を明らかにする必要があります。大阪市が債務負担行為により負担し、IR事業者が土地対策を実施する場合、市のチェックなどが保障されない限り、予算案から債務負担行為の撤回を要求します。

35年以上にわたるIR誘致にかかる予算案に、焦りは禁物であることを切に訴えます。
[陳情項目]

1. 夢洲「IR用地にかかる土地改良」予算案は慎重かつ徹底した審議を行うこと。
2. 拙速で不透明な令和15年度までの788億円債務負担行為提案は撤回すること。

(2022年4月6日)